

次期高知県情報ハイウェイ構築・移行要件（案）

1 次期高知県情報ハイウェイの構築要件

(1) 次期高知県情報ハイウェイの整備作業要件

以下の要件を満たすこと。

ア 作業要件

詳細設計、管理作業を行う上での全般的な作業要件を以下に示す。

(ア) 作業場所

作業場所は受託事業者の拠点とする。

作業場所は、情報管理環境を確保し、情報漏洩等に関して十分配慮された場所を準備すること。

(イ) 課題管理

- ・ 課題管理ルール及び報告ルールを策定し、県と協議のうえ、承認を受けること。
- ・ 課題管理ルール及び報告ルールを遵守すること。
- ・ 子会社・関連会社等の協力会社間で共通認識が必要な課題については、上記ルールに従って管理し、サービス提供事業者で解決すべき課題については、サービス提供事業者の責任において解決すること。

(ウ) 品質管理

- ・ 品質管理ルール及び報告ルールを策定し、県と協議のうえ、承認を受けること。
- ・ 品質管理ルール及び報告ルールを遵守すること。

イ 詳細設計要件

次期高知県情報ハイウェイの構築や移行作業を行うための設計要件を以下に示す。提案事業者は、以下の設計要件以外に提案があれば、その趣旨を明確にしたうえで提案書に記載すること。

(ア) ネットワーク設計

- ・ 総合行政ネットワークの都道府県WANとして利用可能なネットワークとして設計すること。
- ・ 高知県情報セキュリティクラウド、教育ネットワークシステムに接続すること。

(イ) IPアドレス設計

IPアドレスの管理、VLAN-IDの付与及び管理方法等を提案し、設計に反映すること。

(ウ) 運用管理設計

- ・ 監視の方法、監視体制、障害時の対処方法等を提案し、設計に反映すること。
- ・ 保守契約方法、保守方法等を提案し、設計に反映すること。
- ・ 運用業務の要件を提案し、設計に反映すること。

ウ 管理要件

次期高知県情報ハイウェイの構築を行うための管理要件を以下に示す。

サービス提供事業者は、次期高知県情報ハイウェイの整備に関連する事業者との連携を密接にとり、作業の進捗管理、報告を行うこと。

- ・ 構築作業体制を明確にした体制図を作成し、県と協議のうえ、承認を受けること。
- ・ 作業の進捗管理ルール、報告ルールを策定し、県と協議のうえ、承認を受けること。
- ・ 作業計画書等の必要書類は、県が指定する日までに提出すること。
- ・ 使用する機器に問題が生じた場合は、受託事業者の負担と責任において解決すること。
- ・ 現行情報ハイウェイにおいて使用されているシステム及び各機器の動作に必要な各

種項目について検討をすること。

- ・各種通信テスト等で不具合が発生した場合は、再検証手順を定めて不具合の原因を追及し、問題を解決すること。

(2) 設計ドキュメントに対する要件

提案する情報ネットワークの詳細な説明資料について、提案書に盛り込むこと。

(3) 全体体制と役割分担

今回の提案において想定する全体体制と役割分担について、その採用理由とともに提案すること。

特に、県に期待する役割については、その内容を詳細に提示すること。

(4) スケジュール要件

令和10年4月1日から利用できるようにすること。なお、次期高知県情報ハイウェイについては、令和9年6月に契約締結・構築開始を予定しており、スケジュール要件を満たすことが難しい場合は、希望する契約締結時期を提案書に記載すること。

(5) 情報セキュリティ

構築中に入手した利用者の情報、個人情報などは正しく管理され、決して漏洩、不正使用が行われないこと。

2 次期高知県情報ハイウェイの移行要件

次期高知県情報ハイウェイを構築、移行するにあたって、移行に関する費用は、利用者又は現行情報ハイウェイの電気通信設備の設置場所に特段の事情変更がない限り、利用者負担とならないようにするとともに、以下の項目に特に配慮し、提案書に盛り込むこと。

(1) 利用拠点における接続機器等

現行情報ハイウェイの利用者が全て、次期高知県情報ハイウェイに既存の機器の利用者側の機器をそのまま使用して移行できるようにすること。

また、移行に際して、利用者側の作業を極力少なくすること。

なお、アクセス回線の移行に関して、現行の機器及びサービスを維持する利用拠点については、アクセス回線の移行に係る費用を契約者に請求しないこと。

(利用者が同一のサービスを継続する場合は、移行費用は本調達の範囲内とする。)

(2) 現行情報ハイウェイのVPN

現行情報ハイウェイを利用しているVPNが、利用者の負担なく、そのまま移行できるようにすること。

(3) 停止時間

次期高知県情報ハイウェイへの移行のための停止時間は極力短くすることし、利用者の業務への影響を極力小さくすること。

(4) 検証・全体移行

現行情報ハイウェイと次期高知県情報ハイウェイとの並行運用期間を少なくとも1か月間程度設けるなど十分な検証作業を設けること。

また、移行にあたっては、十分に検証作業を行うこととし、令和9年10月から試行運用（全体の構築の完了をしている必要はないが、主要な機器の調達、検証を行い、移行を開始していること。）を順次開始したうえで、令和10年3月に移行完了すること。

なお、移行に伴い現行の情報ハイウェイサービス提供事業者の基幹網を構成する機器の変更に関する業務（例：新旧コアスイッチの接続に伴う旧コアスイッチの設定変更）の費用については、本業務の対象範囲外とするが、可能な限り費用の小さくなる提案とすること。

（5）第3種アクセス回線（構内接続）の移行

現行情報ハイウェイにおける第3種アクセス回線（構内接続）の移行については、新たなアクセスポイントへの回線の敷設・調達は本業務の範囲外である。

ただし、情報ハイウェイの電気通信設備に関する設定作業、検証作業並びに契約者が設置する電気通信設備の接続に関する立会いその他移行に関するサポートは、移行費用に算入するとともに、実施にあたっては誠実に行うこと。

（6）アクセス回線契約者との調整

現行情報ハイウェイのアクセス回線契約者との調整（次期高知県情報ハイウェイのアクセス回線のサービスメニューの選択提案、現地調査、LAN構成の検討に関するサポート、申込み・契約手続き、回線の事前敷設、現地切替え作業に係る調整を含む。）は本調達の範囲内である。

また、アクセス回線の移行に関して、情報ハイウェイ運営主体（県）との責任分界を明確にし、県が対応すべき事項を明確にすること。

（7）STNet データセンター「Powerico」への接続について

現行情報ハイウェイでは、STNetデータセンター「Powerico」への接続性（10Gbps・異経路3ルート）を有しており、県及び一部市町村において利用されている。次期高知県情報ハイウェイにおいても、同様の接続性を有するか、又は代替方法を設けること。